

市政を託す この一票

天理市長選挙

投票日 **10月20日(日)** 投票時間 午前7時～午後8時

私たちの代表者を選ぶ大切な市長選挙が10月20日に行われます。
あなたの一票が、私たちの生活にとって重要な問題を解決し、明るく住み
よい郷土をつくります。
市政を託す重要な選挙ですので、棄権することなく必ず投票しましょう。

投票できる人

今回の選挙に用いる選挙人名簿は、平成25年10月12日現在の名簿です。

◇年齢 平成5年10月21日以前に生まれた人

◇住所 平成25年7月12日までに住民票が作成された人

または転入届をし、引き続き住民基本台帳に記録されている人

◇市内転居した人 平成25年

9月30日以降に市内で住所を移した人は、前の住所地の投票所で投票することになります。

期日前投票・不在者投票

投票日に仕事、旅行、用務などで投票所へ行けない人、そのほか法で定められた事由に該当する人は、期日前投票または不在者投票をすることができます。

1 期日前投票所での期日前投票

期日前投票をすることができる期間などは、つぎのとおりです。期日前投票をする際には、選挙通知書の裏面に必要事項を記入し、持参してください(選挙通

知書が届いていない場合でも、期日前投票所での旨を申し出ていただくこと投票できます)。

①期間 10月14日(月)から10月19日(土)まで

②時間 午前8時30分から午後8時まで

③場所 市役所1階 13

1 会議室(東玄閣横)

2 選挙管理委員会事務局での不在者投票

選挙期日(10月20日)には選挙権を有することとなるが、選挙期日前には選挙権を有していない人(例えば選挙期日には20歳を迎えるが、選挙期日前には未だ19歳の人など)については、期日前投票をすることはできませんが、選挙管理委員会事務局(市役所4階)に設置する不在者投票記載所で不在者投票をすることができます。

3 他の市町村での不在者投票

出張、旅行などで投票日まで他の市町村に滞在する場合は、選挙管理委員会へ投票用紙を請求し、滞在地の市町村の選挙管理委員会に投票することができます。
※不在者投票用紙等交付請求書は、市ホームページよりダウンロードできます。

【天理市「暮らし」の「申請書ダウンロード」】選挙管理委員会事務局「不在者投票用紙等交付請求書」

4 不在者投票指定施設での投票

病院や老人ホームなどで、不在者投票施設として指定された施設に入院・入所している人は、その施設で不在者投票ができます。

5 郵便等による不在者投票

身体に重度の障害がある人(法令に定める一定の障害の程度にある人に限る)は、自宅などで郵便等による不在者投票をすることができます。この制度を利用するには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受け、投票日の4日前(10月16日)までに投票用紙などを請求しなければなりません。

なお、自ら投票の記載をすることができない人(法令で定める一定の障害の程度にある人に限る)は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人(選挙権を有する人に限る)に、投票に関する代理記載をしてもらうことができます。
※詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。